

戸町小学校いじめ防止基本方針

「いじめ」とは児童・生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条 一部省略）

上記に示すように、「いじめ」は児童の心身又は財産に重大な被害をもたらしたり、児童が学校に登校できない事態を生じさせたり、ひいては生命に危険を及ぼしたりする可能性が大きく、重大かつ迅速な対応が求められている懸案事項である。

本校では学校教育目標を「**確かな力 豊かな心 かがやく戸町っ子の育成**」と定め、全ての児童がかがやく笑顔で毎日登校できる、いじめのない学校づくりに取り組んでいる。

そこで、いじめの問題への対策・対応を全教職員・保護者・地域及び関係諸機関一丸となって進めることにより、いじめの防止、早期発見、いじめに対する措置を実効的なものにしていきたい。そのために、法により新たに規定されたいじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容を明確にするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止及び根絶を目指した取組を定める。

【めざす児童像】：育てたい資質・能力

◎共生力（共に生きる力）

○共学力：聞く力・話す力、繰り返し学ぶ力、問題を解決する力

○共働力：静かさを作る力、嬉しさや喜びを作る力、やり抜く力

○共感力：人の心に寄り添い感じ取る力、振り返る・気付く・行う力、自他を大切にする力

いじめ対策委員会

校内におけるいじめの防止、早期発見、いじめに対する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。「いじめ対策委員会」は、校長・副校長・教頭・主幹教諭・当該学年主任及び学級担任等で組織する。事案発生の疑いがある場合は、それが連携を取り、迅速かつ正確な事実確認を行う。いじめの事実が確認できた場合には、直ちに校長のリーダーシップの下、いじめ対策委員会を中心として児童への指導やケア、保護者への連絡（事実、指導内容等）を行うとともに、市教育委員会にも状況を報告し、連携して対応していく。

専門家・外部関係者

本校における専門家・外部関係者としてスクールカウンセラー、学校相談員、相談業務を行っている学校カウンセラーを位置づける。

また、必要に応じてスクールソーシャルワーカーの派遣を要請する。

PTA・地域との連携

PTAや地域の主任児童委員・民生委員、自治会関係者等とともにいじめ問題について協議する機会を設け、いじめ根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

関係機関との連携

いじめの実態に応じて、長崎市教育委員会の指導を受け、長崎市教育研究所、長崎市少年センター、長崎子ども・女性・障害者支援センター、管轄警察署等との連携を行う。

児童会としての取組

児童会活動において、「いじめゼロ宣言」の策定を目指し、全校的な議題としていじめに関わる問題を取り上げるなど、児童が自主的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導・支援する。

（いじめの禁止）第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

（保護者の責務等）第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ問題への取組

いじめの防止

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのつとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携を強化し、いじめ問題を自分たちの問題と捉えられる児童の自己指導能力の育成に努める。

- ①わかる授業づくりを進めるための授業改善
- ②教師の指導力向上を目指した校内研修の充実
- ③満足感・達成感を伴った自己肯定感の育成
- ④人権意識と生命尊重の態度の育成
- ⑤道徳的実践力を培う道徳教育の充実
- ⑥児童の自己指導能力の育成
- ⑦校内指導体制の確立
- ⑧家庭・地域社会との連携強化
- ⑨学校基本方針の周知
- ⑩学校基本方針による取組の評価

いじめの早期発見

児童に関する情報を全教職員で共有化することは、いじめ問題への具体的な取組の第一歩である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談を実施することにより、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。

- ①教職員による観察や情報交換
- ②定期的なアンケート調査や個人面談等の実施
- ③教育相談体制の整備と学校内外の専門家活用
- ④PTAや地域の関係団体と連携した情報の収集
- ⑤学校以外の相談窓口についての周知・広報

いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みます、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すと共に、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

また、発生した事案については継続的な見守りを行う（3か月を目安とする）。

- ①いじめの発見や相談の際の正確かつ迅速な把握
- ②いじめ対策委員会を中心とした組織的な対応
- ③被害児童及び保護者への支援
- ④加害児童への指導又は保護者への助言
- ⑤いじめを抑止し、いじめを許さない集団づくり
- ⑥警察や法務局等との適切な連携によるネット上のいじめへの対応

重大事態発生時の取組

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた、相当な期間学校を欠席することを余儀なくされた、児童や保護者から申立があった、このような場合には重大事態発生と判断する。

- ①重大事態を認知した場合の迅速な発生報告
- ②教育委員会と連携した調査主体の決定
- ③教育委員会と連携した調査組織の決定
- ④事実関係を明確にするための調査の実施
- ⑤いじめられた児童が死亡した場合の対応と配慮
- ⑥調査結果の設置者への報告及び被害者への説明